

議案第 176 号

鳥取市気高町遊漁センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、鳥取市気高町遊漁センターの指定管理者を次のとおり指定する。

平成 27 年 12 月 4 日提出

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 施設の名称

鳥取市気高町遊漁センター

2 指定管理者

(1) 所在地 鳥取市賀露町西三丁目 27 番 1 号

(2) 名称 有限会社三晃

(3) 代表者名 代表取締役 村 上 亜由美

3 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

提案理由

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、鳥取市気高町遊漁センターの指定管理者の指定について議決を得るためである。

1 公の施設名

鳥取市気高町遊漁センター

2 指定管理期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで（3年間）

3 指定管理者候補者として選定された団体

(住所) 鳥取市賀露町西三丁目27番1号

(団体名) 有限会社三晃

(代表者名) 代表取締役 村上 亜由美

4 選定された団体が提案した事業内容

地域及び関係団体等との密接な連携のもと、気高町及び周辺エリアの魅力を高め、本市の観光拠点として将来にわたって地域が発展するための核となる施設運営を目指します。

5 選定の理由

利用者のための休憩機能、地域の情報発信機能、活力ある地域づくりのための連携機能を基本方針に、地域を活性化する取り組みを行う提案が評価された「有限会社三晃」を指定管理者候補者として選定するものです。

6 選考を行った委員会

鳥取市経済観光部指定管理者選考委員会

7 配点

評価項目	配点
1 施設目的の理解度、管理運営に対する意欲	10点
2 提供サービス水準	10点×2
3 施設の維持・管理水準	10点
4 コストの縮減効果	10点
5 施設運営の安定性	10点
6 地域及び市民に対する貢献	10点×2
7 事業の遂行能力	10点
8 事業収支計画の安定性	10点
9 収益力や集客力の向上	10点
配点合計	110点

8 評価点

選考委員会委員が申請団体からの申請書類、提案説明、質疑応答をもとに審査し、評価しました。

団体名	評価項目	選考委員会委員					得点合計
		ア	イ	ウ	エ	オ	
有限会社三晃	施設目的の理解度、管理運営に対する意欲	6	9	4	5	8	311
	提供サービスの水準	12	16	8	8	12	
	施設の維持・管理水準	5	6	4	5	6	
	コストの縮減効果	5	8	4	5	5	
	施設運営の安定性	5	6	4	5	6	
	地域及び市民に対する貢献	12	16	8	8	14	
	事業の遂行能力	6	9	4	5	5	
	事業収支計画の安定性	5	7	4	5	6	
	収益力や集客力の向上	6	9	4	5	6	
	計	62	86	44	51	68	

9 問い合わせ先

鳥取市経済観光部観光戦略課

電話番号 (0857) 20-3227